

証券コード：1896
平成27年6月8日

株 主 各 位

東京都千代田区猿楽町2丁目8番8号
大林道路株式会社
代表取締役 長 谷 川 仁

第84期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第84期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年6月23日（火曜日）午後5時30分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|------|---|---|
| 1. 日 | 時 | 平成27年6月24日（水曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 東京都千代田区猿楽町2丁目8番8号
住友不動産猿楽町ビル
当社本店 11階 会議室
(会場が昨年と異なっておりますので、末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照くださいますようお願い申し上げます。) |

3. 目的事項

報告事項 第84期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告の内容、計算書類の内容及び連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款の一部変更の件
- 第3号議案 取締役7名選任の件
- 第4号議案 監査役3名選任の件
- 第5号議案 取締役及び監査役の報酬額改定の件

以 上

- ~~~~~
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方に委任する場合には限られます。ただし、代理人は1名とさせていただきます。
 - 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「業務の適正を確保するための体制」、「個別注記表」及び「連結注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、当社ウェブサイト (<http://www.obayashi-road.co.jp/ir/>) に掲載しておりますので、添付書類には記載しておりません。
 - 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、上記ウェブサイトに掲載させていただきます。
 - 当日は軽装（クールビズ）にてご対応させていただきますので、株主の皆様におかれましても軽装にてご出席いただきますようお願い申し上げます。

(添付書類)

事業報告

(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当期におけるわが国経済は、政府の経済対策・金融政策の効果を背景に、雇用・所得環境の改善が続き、企業部門においても収益の改善が見られるなど、景気は緩やかな回復基調で推移しました。

道路建設業界におきましては、民間の設備投資については企業収益の改善を背景に緩やかな増加基調が続き、公共投資についても防災・減災、老朽化対策等のインフラ事業により堅調に推移しておりますが、労務費や原材料価格の上昇により、先行き不透明な状況が続いております。

このような状況の下、当社は品質の向上と利益の確保に重点をおき、工事受注量の増加と製品販売量の確保に努めた結果、当期の受注高は前期に比べ6.3%増の約1,199億4千万円、売上高は前期に比べ0.4%増の約1,093億5千万円となりました。

利益につきましては、不採算工事の減少及び業務の効率化に努めたことによる採算性の向上等により、売上総利益は前期に比べ16.8%増の約132億1千万円、経常利益は前期に比べ20.7%増の約83億7千万円となり、当期純利益は前期に比べ25.5%増の約50億6千万円となりました。

(2) 部門別の概況

① 工事部門

当期の受注高は、官公庁工事が前期に比べ30.3%増の約338億円、民間工事は2.0%増の約704億円となりましたので、工事部門の総受注高は前期に比べ9.8%増の約1,042億円となりました。

また、完成工事高は前期に比べ3.0%増の約936億円、完成工事総利益は完成工事高の増加と業務の効率化に努めたことによる採算性の向上等により、前期に比べ25.1%増の約99億円となりました。

工事部門における主な受注工事及び完成工事は、次表のとおりであります。

[主要受注工事]

発注者	工 事 名	工事場所
国土交通省北海道開発局	一般国道336号 広尾町 新宝浜トンネル北舗装工事	北海道
防衛省北関東防衛局	入間(26)燃料施設新設舗装工事	埼玉県
中日本高速道路株式会社	新名神高速道路 四日市舗装工事	三重県
新関西国際空港株式会社	関西国際空港 2期新ターミナル(T3)地区エプロン舗装等工事	大阪府
本州四国連絡高速道路株式会社	平成26年度神戸管内舗装補修工事	兵庫県
岩谷産業株式会社	(仮称)イワタニ水素ステーション周南新築工事	山口県
西日本高速道路株式会社	徳島自動車道 徳島高速道路事務所管内舗装補修工事	徳島県

〔主要完成工事〕

発注者	工事名	工事場所
国土交通省北海道開発局	函館空港滑走路改良工事	北海道
国土交通省関東地方整備局	国道4号幸手地区舗装その3工事	埼玉県
東日本高速道路株式会社	京葉道路 穴川東工事	千葉県
東京都	路面補修工事(25二の18・二層式低騒音舗装)	東京都
株式会社小松製作所	コマツ豊中事業所再開発計画建築工事	大阪府
国土交通省四国地方整備局	平成26年度 稲生地区外舗装工事	高知県
京セラ株式会社	京セラ株式会社 鹿児島国分工場 第7ブロック グランド整備工事	鹿児島県

② 製品部門等

当期のアスファルト合材その他製品売上高は前期に比べ12.3%減の約156億円、製品売上総利益は前期に比べ3.0%減の約32億円となりました。

③ 当期の部門別受注高、売上高及び繰越高

(単位：百万円)

部門別	前 繰 越 高	当 受 注 高	当 売 上 高	次 繰 越 高
工 事 部 門	32,809	104,290	93,696	43,403
製 品 部 門 等	—	15,656	15,656	—
計	32,809	119,947	109,353	43,403

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 資金調達の状況

当期は、増資、社債発行等による資金調達は行っておりません。

(4) 設備投資の状況

当期の設備投資額は約23億円で、その主なものはアスファルトプラント及び建設廃材の中間処理設備の更新、舗装機械の購入であります。

(5) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

当社の財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

項 目	第 81 期 (平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで)	第 82 期 (平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで)	第 83 期 (平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで)	第84期(当期) (平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで)
受 注 高	85,941	94,729	112,877	119,947
売 上 高	81,737	94,729	108,863	109,353
当 期 純 利 益	519	2,016	4,038	5,068
1株当たり当期純利益	11円15銭	43円32銭	86円88銭	111円13銭
総 資 産	67,048	76,993	79,151	85,648
純 資 産	24,900	26,822	30,478	33,537

(注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式数を控除した株式数）により算出しております。

<参考>連結決算の推移

(単位：百万円)

項 目	第 81 期 (平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで)	第 82 期 (平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで)	第 83 期 (平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで)	第84期(当期) (平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで)
受 注 高	86,059	94,926	113,151	121,539
売 上 高	81,837	94,908	109,157	110,881
当 期 純 利 益	612	2,080	3,957	5,298
1株当たり当期純利益	13円16銭	44円69銭	85円13銭	116円17銭
総 資 産	67,498	77,544	79,589	87,000
純 資 産	25,312	27,298	30,952	34,521

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

当社の親会社は株式会社大林組であり、同社は当社の株式18,746千株（議決権比率41.93%）を保有いたしております。

親会社とは、建築外構工事、土木工事などを通じて一定の取引があり、今後とも安定的な取引を継続し、必要な情報・技術などの交流を図り、緊密な関係を維持していく所存であります。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
	百万円	%	
東洋テックス株式会社	50	100	管更生工事など土木工事
株式会社カネナカ	60	100	舗装工事、土木工事

(注) 平成26年4月1日に株式会社カネナカの全株式を取得し、同社を連結子会社といたしました。

(7) 対処すべき課題

今後のわが国経済は、海外景気の下振れなど不安要素が残るものの、雇用・所得環境の改善傾向が続くなかで、原油安による企業収益の押し上げや各種政策の効果により、緩やかな回復基調が続くものと思われまます。

道路建設業界におきましては、民間設備投資は企業収益の改善を背景に緩やかな増加基調が続くと思われまますが、公共投資は前年度に引き続き減少することが予想されており、また、建設資機材の価格上昇や技術者・技能労働者の不足が常態化するなど、企業収益への影響が懸念されまます。

当社は、このような情勢の下、建設事業における競争力の強化のため、環境分野の技術開発や民間営業に注力するとともに、小規模商業施設等の建築事業の強化や2020年開催の東京オリンピック・パラリンピックに向けた受注・施工体制の充実を図る所存であります。また、製造・販売他事業における販売量の確保のため、製造設備の更新・強化による製造コストの低減と品質の向上、環境保全に努める所存であります。

(8) 主要な事業内容（平成27年3月31日現在）

当社は建設業法により、特定建設業者〔(特-24)第2523号〕として国土交通大臣の許可を受け、建設業及びこれに関連する事業を行っております。

その主な内容は、舗装工事、土木工事及び建築工事の請負並びにアスファルト合材の製造・販売及び再生砕石の製造・販売等であります。

(9) 主要な営業所等（平成27年3月31日現在）

本 店 東京都千代田区猿樂町2丁目8番8号

支 店 関東支店(東京都千代田区)、大阪支店(大阪市)、
北海道支店(札幌市)、東北支店(仙台市)、北信越支店(新潟市)、
中部支店(名古屋市)、中国支店(広島市)、九州支店(福岡市)、
四国支店(高松市)

営 業 所 全国各地51カ所

アスファルト混合所 全国各地50カ所(うちシーロフレックス製造センター2カ所)

そ の 他 技術研究所(東京都清瀬市)、機械センター(埼玉県久喜市)

子 会 社 東洋テックス株式会社(東京都千代田区)
株式会社カネナカ (岩手県釜石市)

(10) 従業員の状況（平成27年3月31日現在）

従 業 員 数		平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
期 末 員 数	前 期 末 比 増 減		
1,021名	35名増	42.0歳	17.5年

- (注) 1. 平均年齢及び平均勤続年数は、それぞれ小数点第2位以下を切り捨てて表示しております。
2. 上記のほか、臨時従業員を期中平均308名雇用しております。

(11) 主要な借入先の状況 (平成27年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	800百万円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	700百万円
三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社	500百万円

(12) その他会社の現況に関する重要な事項

特に記載すべき事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (平成27年3月31日現在)

- | | |
|--------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 80,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 46,818,807株 |
| (3) 株 主 数 | 4,012名 |
| (4) 大 株 主 | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
株 式 会 社 大 林 組	18,746	41.66
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (退職給付信託コスモ石油口)	1,679	3.73
大 林 道 路 従 業 員 持 株 会	872	1.93
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	794	1.76
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	741	1.64
大 林 道 路 柏 友 持 株 会	677	1.50
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	634	1.40
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	516	1.14
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	507	1.12
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	505	1.12

- (注) 1. 当社は、自己株式を1,823,962株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（平成27年3月31日現在）

氏名	会社における地位	担当及び重要な兼職の状況
長谷川 仁	代表取締役	社長 社務全般
青沼 晴雄	代表取締役	専務執行役員 工事部門統括、技術全般、エンジニアリング・総合評価対策・機械センター担当
伊藤 久重	取締役	専務執行役員 関東支店長
濱田 道博	取締役	専務執行役員 営業部門統括、合材事業担当
坪内 卓夫	取締役	専務執行役員 大阪支店長
山内 頼道	取締役	常務執行役員 事務部門統括、経営企画・内部統制担当
水谷 悟	常勤監査役	
寺前 邦次	常勤監査役	
山本 裕二	監査役	公認会計士山本裕二事務所代表 リョービ株式会社社外監査役 株式会社コスモジャパン社外監査役 株式会社ゼンショーホールディングス社外監査役
橋本 茂	監査役	株式会社大林組本社グループ事業統括室長

- (注) 1. 監査役寺前邦次氏、監査役山本裕二氏及び監査役橋本茂氏の3名は、社外監査役であります。また、監査役山本裕二氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。なお、監査役山本裕二氏の兼職先と当社との間には特別の関係はありません。
2. 監査役寺前邦次氏、監査役山本裕二氏及び監査役橋本茂氏は、次のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- 監査役寺前邦次氏は、株式会社大林組の経理部長を歴任するなど財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 - 監査役山本裕二氏は、公認会計士資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 - 監査役橋本茂氏は、株式会社大林組のグループ事業統括室長として同社の子会社の財務・会計を統括管理しておりますので、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 平成27年4月1日付けて取締役の地位及び担当を次のとおり変更いたしました。

氏名	会社における地位	担当及び重要な兼職の状況
坪内 卓夫	代表取締役	専務執行役員 工事部門統括、技術全般、安全品質環境・エンジニアリング・総合評価対策・機械センター担当
濱田 道博	取締役	専務執行役員 営業部門統括、合材事業・建築担当
青沼 晴雄	取締役	
伊藤 久重	取締役	

4. 当事業年度中に辞任した会社役員

古瀬耕司氏は、平成26年6月25日開催の第83期定時株主総会終結の時をもって監査役を辞任しております。

(2) 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支給人員	支給額	摘 要
取 締 役	6名	132百万円	取締役報酬限度額は、年額160百万円以内 (平成23年6月定時株主総会決議)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	38百万円 (22百万円)	監査役報酬限度額は、年額40百万円以内 (平成23年6月定時株主総会決議)

(注) 昨年退任した非常勤監査役1名及び現任の非常勤監査役2名のうち1名に対しては、報酬を支払っておりません。

(3) 社外役員に関する事項

① 社外役員の子な活動状況

氏 名	会社における地位	主 な 活 動 状 況
寺 前 邦 次	社 外 監 査 役	当事業年度中に開催された取締役会12回及び監査役会14回すべてに出席し、主にコンプライアンスの観点から議案、審議等につき適宜必要な発言を行っております。
山 本 裕 二	社 外 監 査 役	当事業年度中に開催された取締役会12回のうち11回に、また、監査役会14回のうち13回に出席し、企業会計に関する豊富な経験を持った公認会計士としての観点から適宜必要な発言を行っております。
橋 本 茂	社 外 監 査 役	昨年6月の定時株主総会において監査役に選任された後、当事業年度中に開催された取締役会8回及び監査役会10回すべてに出席し、株式会社大林組の企業集団における業務適正を確保する観点から適宜必要な発言を行っております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令の定める限度までとする契約を締結しております。

(4) 社外取締役を置くことが相当でない理由

平成26年3月期に係る定時株主総会の取締役選任議案を検討する際に、社外取締役の招聘について検討を行いました。が、会社法の改正が予定され社外役員要件が変更される見込みでしたので、その段階で人選を行うことは相当でないと判断し、同総会には社外取締役の選任議案は上程しませんでした。

なお、平成27年6月24日開催予定の第84期定時株主総会に社外取締役候補者を含む取締役選任議案を上程いたします。

<参考：執行役員>（平成27年3月31日現在）

氏名	会社における地位	担当
長谷川 仁	※社長	社務全般
青 沼 晴 雄	※専務執行役員	工事部門統括、技術全般、エンジニアリング・総合 評価対策・機械センター担当
伊 藤 久 重	※専務執行役員	関東支店長
濱 田 道 博	※専務執行役員	営業部門統括、合材事業担当
坪 内 卓 夫	※専務執行役員	大阪支店長
山 内 頼 道	※常務執行役員	事務部門統括、経営企画・内部統制担当
梶 太 郎	常務執行役員	技術研究所担当
河 内 隆 秀	常務執行役員	安全品質環境担当
松 谷 健 一	常務執行役員	東北支店長
◎ 斉 藤 克 巳	常務執行役員	中部支店長
石 川 洋	執行役員	エンジニアリング部長兼技術研究所長
山 本 茂	執行役員	大阪支店副支店長
杉 野 明	執行役員	北海道支店長
池 田 朗	執行役員	工務部長
濱 充 薫	執行役員	関東支店副支店長
黒 沼 良 彰	執行役員	四国支店長
桑 原 豊	執行役員	総務部長
右 近 信 介	執行役員	九州支店長
☆ 黒 沢 武 典	執行役員	営業部長
☆ 大 福 紀 雄	執行役員	環境施設営業部長
☆ 小 原 信 也	執行役員	中国支店長

(注) 1. ※印は取締役であります。

2. ◎印は平成26年4月1日付で昇任した執行役員であります。

3. ☆印は平成26年4月1日付で就任した執行役員であります。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 名 称 新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支 払 額
公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	45百万円
公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	1百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	46百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である連結財務諸表作成に関する指導業務を委託しております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会社法第340条に定める会計監査人の解任のほか、原則として、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

資 産 の 部	百 万 円	負 債 純 資 産 の 部	百 万 円
(資産の部)	(85,648)	(負債の部)	(52,111)
流動資産	63,003	流動負債	45,225
現金及び預金	11,886	支払手形	8,937
受取手形	5,343	電子記録債務	6,098
電子記録債権	5,698	工事未払金	15,140
完成工事未収入金	32,170	買掛金	3,864
売掛金	3,081	短期借入金	2,000
有価証券	20	リース債	48
未成工事支出金	1,436	未払金	612
材料貯蔵品	521	未払費用	1,307
繰延税金資産	605	未払法人税等	1,791
未収入金	1,325	未成工事受入金	2,228
その他	937	預り金	2,290
貸倒引当金	△23	完成工事補償引当金	336
固定資産	22,644	工事損失引当金	157
有形固定資産	19,438	設備関係支払手形	397
建物・構築物	3,610	その他	13
機械・運搬具	2,329	固定負債	6,885
工具器具・備品	333	リース債務	72
土地	12,832	再評価に係る繰延税金負債	1,585
リース資産	116	退職給付引当金	4,987
建設仮勘定	215	環境対策引当金	5
無形固定資産	170	その他	234
投資その他の資産	3,035	(純資産の部)	(33,537)
投資有価証券	739	株主資本	32,994
関係会社株式	179	資本金	6,293
破産更生債権等	85	資本剰余金	6,095
繰延税金資産	1,500	資本準備金	6,095
長期保証金	351	利益剰余金	21,626
その他	316	利益準備金	952
貸倒引当金	△137	その他利益剰余金	20,674
資産合計	85,648	圧縮記帳積立金	76
		別途積立金	12,000
		繰越利益剰余金	8,597
		自己株式	△1,021
		評価・換算差額等	542
		その他有価証券評価差額金	229
		土地再評価差額金	312
		負債純資産合計	85,648

損益計算書

(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

	百万円	
売 上 高		
完 成 工 事 高	93,696	百万円
製 品 売 上 高	15,656	109,353
売 上 原 価		
完 成 工 事 原 価	83,734	
製 品 売 上 原 価	12,403	96,137
売 上 総 利 益		
完 成 工 事 総 利 益	9,962	
製 品 売 上 総 利 益	3,253	13,215
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		4,850
営 業 利 益		8,364
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	31	
デ リ バ イ ン グ 評 価 益	10	
受 取 手 数 料	8	
そ の 他	12	62
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	42	
自 己 株 式 取 得 費 用	5	
そ の 他	2	50
経 常 利 益		8,376
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	2	
そ の 他	0	3
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	4	
固 定 資 産 除 却 損	108	
そ の 他	3	116
税 引 前 当 期 純 利 益		8,262
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	2,873	
法 人 税 等 調 整 額	320	3,193
当 期 純 利 益		5,068

株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本										自 株	已 式	株 資 合	主 本 計	
	資 本 金			利 益 剰 余 金											利 益 合 計
				資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金					
資 本 金	資 本 金	資 本 金	資 本 金	利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金					
平成26年4月1日 期首残高	6,293	6,095	6,095	952	73	10,000	6,863	17,888	△109	30,169					
会計方針の変更による累積的影響額	-	-	-	-	-	-	△774	△774	-	△774					
会計方針の変更を反映した期首残高	6,293	6,095	6,095	952	73	10,000	6,089	17,114	△109	29,395					
当期中の変動額															
圧縮記帳積立金の取崩	-	-	-	-	△0	-	0	-	-	-					
剰余金の配当	-	-	-	-	-	-	△557	△557	-	△557					
当期純利益	-	-	-	-	-	-	5,068	5,068	-	5,068					
別途積立金の積立	-	-	-	-	-	2,000	△2,000	-	-	-					
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	-	-	△912	△912					
税率変更による積立金の調整額	-	-	-	-	3	-	△3	-	-	-					
土地再評価差額金の取崩	-	-	-	-	-	-	△0	△0	-	△0					
株主資本以外の項目の当期中の変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-					
当期中の変動額合計	-	-	-	-	3	2,000	2,508	4,511	△912	3,598					
平成27年3月31日 期末残高	6,293	6,095	6,095	952	76	12,000	8,597	21,626	△1,021	32,994					

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
平成26年4月1日 期首残高	157	150	308	30,478
会計方針の変更による累積的影響額	-	-	-	△774
会計方針の変更を反映した期首残高	157	150	308	29,704
当期中の変動額				
圧縮記帳積立金の取崩	-	-	-	-
剰余金の配当	-	-	-	△557
当期純利益	-	-	-	5,068
別途積立金の積立	-	-	-	-
自己株式の取得	-	-	-	△912
税率変更による積立金の調整額	-	-	-	-
土地再評価差額金の取崩	-	-	-	△0
株主資本以外の項目の当期中の変動額(純額)	72	162	234	234
当期中の変動額合計	72	162	234	3,833
平成27年3月31日 期末残高	229	312	542	33,537

連結貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 純 資 産 の 部	
	百万円		百万円
(資産の部)	(87,000)	(負債の部)	(52,478)
流動資産	64,288	流動負債	46,128
現金及び預金	12,255	支払手形・工事未払金等	28,408
受取手形・完成工事未収入金等	41,141	電子記録債務	6,098
電子記録債権	5,698	短期借入金	2,000
有価証券	20	リース債務	48
未成工事支出金	1,970	未払法人税等	1,801
材料貯蔵品	528	未成工事受入金	2,611
繰延税金資産	607	完成工事補償引当金	336
その他	2,090	工事損失引当金	157
貸倒引当金	△23	その他	4,666
固定資産	22,711	固定負債	6,349
有形固定資産	19,606	リース債務	72
建物・構築物	3,626	再評価に係る繰延税金負債	1,585
機械・運搬具	2,402	環境対策引当金	5
工具器具・備品	345	退職給付に係る負債	4,451
土地	12,898	その他	234
リース資産	116	(純資産の部)	(34,521)
建設仮勘定	215	株主資本	33,618
無形固定資産	172	資本金	6,293
投資その他の資産	2,933	資本剰余金	6,095
投資有価証券	994	利益剰余金	22,250
繰延税金資産	1,322	自己株式	△1,021
長期保証金	351	その他の包括利益累計額	903
その他	401	その他有価証券評価差額金	229
貸倒引当金	△137	土地再評価差額金	312
資産合計	87,000	退職給付に係る調整累計額	360
		少数株主持分	—
		負債純資産合計	87,000

連結損益計算書

(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

		百万円
売	上	110,881
売	上	97,451
	上	<u>13,429</u>
販	上	5,015
	上	<u>8,414</u>
営	業	
営	業	
	外	百万円
受	取	16
持	分	50
そ	の	35
	の	<u>102</u>
営	業	
支	払	48
そ	の	7
	の	<u>56</u>
経	常	8,460
特	別	
固	定	5
負	の	160
そ	の	0
	の	<u>167</u>
特	別	
固	定	4
固	定	112
そ	の	3
	の	<u>120</u>
税	金	8,507
法	人	2,889
法	人	319
	の	<u>3,208</u>
少	数	5,298
当	期	5,298
	の	<u><u>5,298</u></u>

連結株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
平成26年4月1日 期首残高	6,293	6,095	18,282	△109	30,563
会計方針の変更による累積的影響額	—	—	△774	—	△774
会計方針の変更を反映した期首残高	6,293	6,095	17,508	△109	29,789
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当	—	—	△557	—	△557
当期純利益	—	—	5,298	—	5,298
自己株式の取得	—	—	—	△912	△912
土地再評価差額金の取崩	—	—	△0	—	△0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—
連結会計年度中の変動額合計	—	—	4,741	△912	3,828
平成27年3月31日 期末残高	6,293	6,095	22,250	△1,021	33,618

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額	土地再評価金	退職給付に係る調整額	その他の包括利益累計額		
平成26年4月1日 期首残高	157	150	80	388	—	30,952
会計方針の変更による累積的影響額	—	—	—	—	—	△774
会計方針の変更を反映した期首残高	157	150	80	388	—	30,178
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当	—	—	—	—	—	△557
当期純利益	—	—	—	—	—	5,298
自己株式の取得	—	—	—	—	—	△912
土地再評価差額金の取崩	—	—	—	—	—	△0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	72	162	280	514	—	514
連結会計年度中の変動額合計	72	162	280	514	—	4,343
平成27年3月31日 期末残高	229	312	360	903	—	34,521

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年5月7日

大林道路株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 長 坂 隆 ㊞
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐 藤 賢 治 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、大林道路株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第84期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年5月7日

大林道路株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 長 坂 隆 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐 藤 賢 治 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、大林道路株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大林道路株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第84期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求める等監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、その内容等について説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月12日

大林道路株式会社 監査役会

常勤監査役	水谷	悟	印
常勤監査役	寺前	邦次	印
監査役	山本	裕二	印
監査役	橋本	茂	印

(注) 監査役寺前邦次、監査役山本裕二及び監査役橋本茂の3名は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

以上

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、長期に亘り安定した配当を維持することを第一とし、財務体質の強化や将来に備えた技術開発、設備投資等を図るための内部留保の充実を勘案のうえ、業績に応じた配当を行うことを基本方針としております。

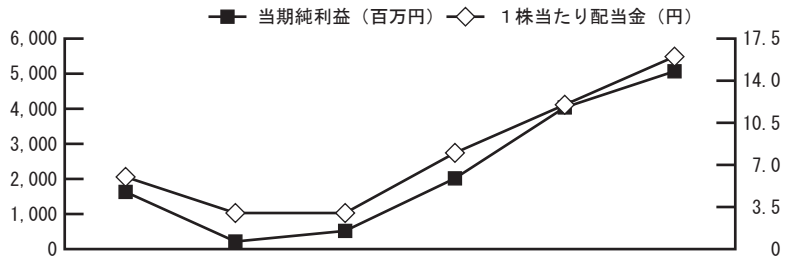
このような方針のもと、当期の期末配当金につきましては、1株につき16円の配当とさせていただきます。存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
普通株式1株につき金16円 総額719,917,520円
(普通配当10円、特別配当6円)
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成27年6月25日

<参考>

直前5事業年度の当期純利益と1株当たりの配当金の推移



	第79期	第80期	第81期	第82期	第83期	第84期 (当期)
当期純利益 (百万円)	1,630	216	519	2,016	4,038	5,068
1株当たり配当金 (円)	6	3	3	8	12	16

第2号議案 定款の一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 今後の事業展開に備えるため、現行定款第2条（目的）に事業目的の追加を行うものであります。
- (2) 経営体制の一層の強化を図るため、現行定款第18条の取締役の員数を「8名以内」から「10名以内」へ変更を行い、また、監査体制の強化充実を図るため、現行定款第25条の監査役の員数を「4名以内」から「5名以内」へ変更を行うものであります。
- (3) 取締役会の機動的な運営を図るため、会社法の規定に従い、決議事項について取締役全員の書面または電磁的記録による同意があり、監査役全員に異議がない場合に限り、取締役会の決議があったものとみなす旨の規定（変更定款案第23条）を新設するものであります。
- (4) 「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役及び監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第23条（取締役の責任免除）及び第30条（監査役の責任免除）の一部を変更し、あわせて字句の修正を行うものであります。

なお、現行定款第23条の変更につきましては、監査役全員の同意を得ております。

2. 変更の内容

現行定款の一部を、次の対照表記載の変更定款案のとおり変更いたしたいと存じます。

〔現行定款・変更定款案対照表〕

（下線は変更部分）

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>（目的）</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 道路工事、舗装工事、敷地造成工事、上下水道工事その他の土木工事及び建築工事の請負並びにこれらに関連する企画、調査、設計及び監理 2 前号の工事に使用する資材の製造及び販売 3 建設機械器具並びに車輛の製造、修理、販売及び賃貸 4 一般廃棄物及び産業廃棄物の収集、運搬及び処理並びにその再生品の製造及び販売 <p style="text-align: center;">（新 設）</p>	<p>（目的）</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 2 3 4 <p style="text-align: center;">（現行どおり）</p> <ol style="list-style-type: none"> 5 <u>土壌汚染の調査及び評価並びにその修復及び浄化に関する事業</u>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>5 テニスコート、競技場、キャンプ場その他のスポーツレジャー施設、宿泊施設及び飲食施設の経営及び賃貸</p> <p>6 土地の造成並びに不動産の売買、仲介、賃貸及び管理</p> <p>7 造園、園芸及び植樹に関する事業</p> <p>8 労働者派遣業務</p> <p>9 前各号に関するコンサルティング業務</p> <p>10 前各号に関連する一切の業務</p> <p>(取締役の員数)</p>	<p>6</p> <p>7</p> <p>8</p> <p>9</p> <p>10</p> <p>11</p> <p>(現行どおり)</p> <p>(取締役の員数)</p>
<p>第18条 当社の取締役は、<u>8</u>名以内とする。</p> <p>(新 設)</p>	<p>第18条 当社の取締役は、<u>10</u>名以内とする。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p>
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第23条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む。)の同法第423条第1項の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、3百万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>	<p>第23条 当社は、<u>会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第24条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む。)の同法第423条第1項の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等である者を除く。)</u>との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、3百万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>
<p>第24条 (条文の記載省略)</p> <p>(監査役の員数)</p>	<p>第25条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の員数)</p>
<p>第25条 当社の監査役は、<u>4</u>名以内とする。</p>	<p>第26条 当社の監査役は、<u>5</u>名以内とする。</p>
<p>第26条～第29条 (条文の記載省略)</p> <p>(監査役の責任免除)</p>	<p>第27条～第30条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の責任免除)</p>
<p>第30条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、監査役(監査役であった者を含む。)の同法第423条第1項の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>	<p>第31条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、監査役(監査役であった者を含む。)の同法第423条第1項の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>
<p>第31条～第33条 (条文の記載省略)</p>	<p>第32条～第34条 (現行どおり)</p>

第3号議案 取締役7名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって取締役全員（6名）の任期が満了いたしますので、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	はせがわ ひとし 長谷川 仁 (昭和25年3月22日生)	昭和47年5月 株式会社大林組入社 平成17年2月 同社東京本社東京建築事業部工事第三部長 平成17年6月 大林組(上海)建設有限公司董事長・総経理 平成19年4月 株式会社大林組執行役員 同社東京本社海外建築事業部副事業部長 平成19年10月 同社東京本社ドバイ総合事務所副所長 平成20年4月 同社東京本社海外支店副支店長 平成22年4月 同社海外支店副支店長 平成22年7月 同社海外支店アジア統括事務所長 平成25年4月 当社副社長 平成25年6月 当社代表取締役（現任） 当社社長（現任） (担当：社務全般)	5,000株
2	つぼうち たく お 坪内 卓夫 (昭和25年11月30日生)	昭和49年4月 当社入社 平成15年4月 当社本店工務部長 平成18年6月 当社執行役員 平成20年6月 当社常務執行役員 平成21年4月 当社大阪支店長 平成22年6月 当社取締役 平成25年4月 当社専務執行役員（現任） 平成27年4月 当社代表取締役（現任） (担当：工事部門統括、技術全般、安全品質環境・エンジニアリング・総合評価対策・機械センター)	12,000株
3	はま だ みち ひろ 濱田 道博 (昭和27年1月22日生)	昭和49年4月 当社入社 平成13年7月 当社東北支店総務部長 平成15年4月 当社本店合材事業部長 平成18年6月 当社執行役員 平成20年6月 当社取締役（現任） 当社常務執行役員 平成24年4月 当社専務執行役員（現任） (担当：営業部門統括、合材事業・建築)	5,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の 株式の数
4	やま うち より みち 山 内 頼 道 (昭和28年8月15日生)	昭和52年4月 株式会社大林組入社 平成19年4月 同社広島支店総務部長 平成22年4月 当社常勤顧問 平成22年6月 当社取締役(現任) 当社常務執行役員(現任) (担当:事務部門統括、経営企画・内部統制)	2,000株
5	さい とう かつ み 齊 藤 克 巳 (昭和29年10月14日生)	昭和53年4月 当社入社 平成17年5月 当社中部支店工務部長 平成20年4月 当社中部支店副支店長 平成23年4月 当社中部支店長(現任) 平成23年6月 当社執行役員 平成26年4月 当社常務執行役員(現任) (担当:中部支店長)	3,000株
6	わく い とし お 湧 井 敏 雄 (昭和24年4月6日生)	昭和47年4月 株式会社横浜銀行入行 平成11年4月 同行執行役員金融市場部長 平成14年6月 株式会社浜銀総合研究所取締役副社長兼 研究理事 平成16年3月 株式会社横浜グランドインターコンチネ ンタルホテル専務取締役 平成20年6月 日鍛バルブ株式会社監査役 平成22年6月 株式会社浜銀総合研究所常勤監査役 平成23年5月 社団法人神奈川経済同友会専務理事(現任) 平成24年6月 株式会社浜銀総合研究所客員研究員(現任) 日産車体株式会社監査役(現任) 平成24年11月 株式会社有隣堂監査役(現任)	0株
7	さ とう とし み 佐 藤 俊 美 (昭和35年4月6日生)	昭和60年4月 株式会社大林組入社 平成21年4月 同社海外支店企画部長 平成22年7月 同社海外支店企画管理部長 平成23年1月 同社海外支店北米統括事務所副所長 平成25年4月 同社本社財務部長 平成27年5月 同社本社経営企画室長兼グループ事業統 括室長(現任)	0株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 湧井敏雄氏は社外取締役候補者であります。また、同氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。

3. 社外取締役候補者とした理由について

湧井敏雄氏につきましては、経営者としての豊富な経験と高い識見を当社取締役会における適切な意思決定及び経営監督に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

4. 責任限定契約の内容の概要について

当社は、湧井敏雄氏との間で、同氏が本総会において選任された場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を3百万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額に限定する契約を締結する予定であります。さらに、第2号議案「定款の一部変更の件」の承認可決を条件として、佐藤俊美氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。

第4号議案 監査役3名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、常勤監査役水谷悟氏及び監査役橋本茂氏が退任し、監査役山本裕二氏の任期が満了いたしますので、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	おか の まさ とも 岡 野 正 知 (昭和29年11月17日生)	昭和54年4月 当社入社 平成18年4月 当社東北支店総務部長 平成20年6月 当社本店経理部長 平成25年7月 当社本店経営企画部長 平成27年6月 当社常務役員付(現任)	0株
2	もも さき ゆう じ 桃 崎 有 治 (昭和25年12月18日生)	昭和57年3月 公認会計士登録 平成3年7月 監査法人トーマツ(有限責任監査法人トーマツ)社員 平成10年7月 同監査法人代表社員 平成20年3月 同監査法人業務管理本部長 平成24年1月 トーマツグループCIO(最高情報責任者) 平成27年1月 桃崎有治公認会計士事務所代表(現任)	0株
3	の もと まさ き 野 本 昌 城 (昭和26年10月24日生)	昭和59年4月 検事任官 平成14年4月 法務省大臣官房租税訟務課長 平成16年4月 東京地方検察庁刑事部副部长 平成17年4月 仙台地方検察庁公判部長 平成18年4月 東京地方検察庁公安部副部长 平成19年4月 公安調査庁総務課長 平成22年4月 東京高等検察庁公安部 平成22年9月 弁護士登録(第一東京弁護士会) 平成22年10月 野本法律会計事務所代表(現任)	0株

- (注) 1. 各監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 桃崎有治氏及び野本昌城氏は、社外監査役候補者であります。また、両氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員候補者であります。

3. 社外監査役候補者とした理由について

- (1) 桃崎有治氏につきましては、過去に会社経営に関与したことはありませんが、公認会計士としての専門的知見及び企業会計に関する豊富な経験を当社の監査に反映していただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。
- (2) 野本昌城氏につきましては、過去に会社経営に関与したことはありませんが、法曹としての豊富な経験と高度な知見を当社の監査に反映していただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。

4. 責任限定契約の内容の概要について

当社は、桃崎有治氏及び野本昌城氏との間で、両氏が本総会において選任された場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令の定める限度までとする契約を締結する予定であります。さらに、第2号議案「定款の一部変更の件」の承認可決を条件として、岡野正知氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。

第5号議案 取締役及び監査役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は、平成23年6月24日開催の第80期定時株主総会において、「年額160百万円以内」と承認され、現在に至っておりますが、その後の経営環境の変化や、第3号議案の承認を得て新たに社外取締役を招聘することなどを勘案し、取締役の報酬額を「年額180百万円以内（うち社外取締役分7百万円以内）」に改定いたしたいと存じます。

また、監査役の報酬額は、平成23年6月24日開催の第80期定時株主総会において、「年額40百万円以内」と承認され、現在に至っております。しかしながら、従来の非常勤の社外監査役のうち1名は親会社の株式会社大林組から報酬を受けていたことから無報酬としておりましたが、このたび、東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たす非常勤の社外監査役を第4号議案の承認を得て2名選任することや、今後のコーポレートガバナンス強化のための人材確保の必要性等を勘案し、監査役の報酬額を「年額50百万円以内」に改定いたしたいと存じます。

取締役及び監査役の員数は、第3号議案、第4号議案がそれぞれ承認されますと、取締役7名（うち社外取締役1名）、監査役4名となります。

以 上

[メモ欄]

A series of horizontal dashed lines providing space for notes.

[メモ欄]

A series of horizontal dashed lines for writing notes.

[メモ欄]

A series of horizontal dashed lines for writing notes.

定時株主総会会場ご案内図

会 場 東京都千代田区猿楽町2丁目8番8号 住友不動産猿楽町ビル
当社本店 11階 会議室

交 通 JR総武線・都営三田線「水道橋駅」より徒歩約4分
東京メトロ半蔵門線・都営新宿線・都営三田線
「神保町駅」より徒歩約8分



お問い合わせ先 大林道路株式会社本店総務部
TEL 03-3295-8861